

みどりの学習推進事業実施要領

(平成30年2月20日制定)

(令和2年3月9日改正)

1 趣 旨

次代を担う青少年を対象に、森林・林業、緑の果たす役割・機能等について普及啓発を図る。この事業の実施については、この要領の定めるところによる。

2 事業の実施主体

広島県内の小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、緑の少年団、もみのき森林公園又は県民の森の指定管理者

3 事業の対象

実施主体が、広島県内の児童、生徒を対象に、広島県内で開催する森林環境教育、動植物等の自然観察会、森林・林業体験活動等の事業

4 助成対象経費及び補助額

事業に要する経費のうち、講師の派遣に要する経費（(謝金、交通費)

但し、1実施主体への助成額は1万円を上限とし、年間の助成対象件数は、別に定める。

5 事業助成申請書の提出

実施主体は、別紙様式のア森林環境教育等の概要、イ講師に要する経費、ウ担当者を記載した助成申請書を、5月31日までに広島県みどり推進機構（以下「機構」という。）に提出する。

6 事業の採択

採択、不採択は、機構からメールで通知する。

なお、申請多数の場合は、抽選とする。

また、5月末までに申請が、別に定める年間件数に達しない場合、6月以降は先着順とする。

7 事業実績報告書の提出

実施主体は、事業が完了したときは、事業完了後30日以内に、別紙様式のア～エ振込先口座を記載・修正し、オ添付書類を添付した実績報告書を機構に提出する。なお、その最終提出期日は、12月10日までとする。

その後、機構で実績報告書の内容を確認し、助成金を支払う。